

自動車交通事故民事損害賠償における複数加害者と被害者の関係

——保険給付と過失相殺の視点から——

武田 昌之

| | |
|--|---|
| 目次 | |
| はじめに | |
| 不法行為理論の構造と被害者救済 | |
| - 1 過失責任の構造と被害者救済 | |
| - 2 加害者の不法行為責任 | |
| - 3 被害者の過失等による過失相殺等 (過失相殺と複数加害者) | - 3 - 4 競合的不法行為における相対的 過失相殺 |
| 複数加害者同士の責任関係 | - 3 - 5 過失相殺に準じた把握がなされ る場合 |
| - 1 序説 | 因果関係の立場から |
| - 2 複数加害者の個別的関連性 (個別的責任(分割責任)) | - 1 序説 |
| - 3 複数加害者の共同的関連性 (共同不法行為責任と連帯責任) | - 2 責任成立因果関係の立場に立っての 問題の処理 |
| - 4 複数加害者の競合的関連性 (競合的不法行為責任と連帯責任) | - 3 責任範囲因果関係の立場に立っての 問題の処理 |
| 複数加害者の責任と被害者の過失等との関係 | - 4 総合的にみても的確な方法の必要性 むすびに代えて |
| - 1 序説 | |
| - 2 複数加害者の責任と被害者の過失等との関連 | はじめに |
| - 2 - 1 複数加害者が相互に個別的関連性の立場にある場合における被害者の過失(等) | 自動車損害賠償責任保険における事故と損害との関係を問題とする場合、最近では、自動車交通事故民事損害賠償における事故と損害との関係を明確にすることが前提となる。 |
| - 2 - 2 複数加害者が相互に共同不法行為性の立場にある場合における被害者の過失(等) | 従って、損害発生状況にもよるが、自動車事故をめぐっての複雑な民事損害賠償責任の問題を整理し解決することが、何よりも必要であり、その為には、あくまでも、責任成立因果関係を前提とした上で、実質的には、責任範囲因果関係の範囲において前記の問題の処理が的確になされなければならない。 |
| - 2 - 3 複数加害者が相互に競合的不法行為性の立場にある場合における被害者の過失(等) | もちろん、特定の範囲内についてはあるが、特別法である自賠法の趣旨によった判断がなされなければならないことは周知のところである。そして、また、この範囲内で決着のつく事例も |
| - 3 過失相殺 | |
| - 3 - 1 序説 | |
| - 3 - 2 通常の過失相殺と重過失減額 | |
| - 3 - 3 相対的(個別的)過失相殺と絶対的(全体的)過失相殺 | |

多いことは否定出来ない。

さて、筆者は、自動車交通事故民事損害賠償における複数事故の競合について、最近、2つの小稿¹⁾をまとめている。

本稿では、これらの論述に追加して、被害者の過失等との関連をより詳細に考察する²⁾ことにより、全体として、事故と損害との加害者の側における対外的関係をどのように捉えることが理論的に的確な方策であるかを、個別的かつ相対的立場で、または、全体的かつ総合的立場で、まとめることに、特に、重点を置くものである³⁾。

その場合、注意しなければならない点は2つある。

その1は、前述の如く、複数加害者による(またはその他の原因による)事故の相互関係である。具体的には、加害者が複数であり(またはその他の原因が関係しており)、その不法行為の相互関係が、(1)個別的な場合、(2)共同的な場合さらには(3)競合的な場合というように異なっており、これらの関連性をどのように捉えるかを、被害者の過失等との関係において問題とすることも必要であろう。

そして、その2は、前記の諸問題が、(a)責任成立因果関係の範疇において問題とされるか、または(b)責任範囲因果関係の範疇においても問題とされているかということをめぐる総合的問題としての把握を如何になすべきかということである。

これら諸問題を考慮した上で、この問題点を加害者の過失と被害者の過失との関係において、全体として絶対的かつ総合的または個別的かつ相対的に考察することが必要であるということになる。

前稿においては、損害賠償責任を把握する場合に、複数被害者の損害賠償責任をめぐるの相互関係を加害不法行為者同士(またはその他

の原因との関連において)の相互関係つまり内部関係をどのように捉えたかを問題として来た⁴⁾。

これに対して、本稿では、特に、それに加えて、被害者の過失等との相互関係つまり加害者の立場からみでの外部的関係を十分に精査することを前提として、全体的かつ個別的関係を前記のような視点から総合的に把握する方策を明確にすることを目的としている。

- 1) 拙稿「自動車交通事故民事損害賠償における2つの事故に関する問題点—保険給付と被害者救済の視点から—『専修商学論集75号』1頁以下、拙稿「自動車事故民事損害賠償における複数原因(事故)の競合—保険給付の視点から—『専修商学論集78号』1頁以下。
- 2) 基本的には、事故の性質・種類及び事故発生時期が同じであるか異なるかにより過失相殺の方式が異なることになる。
- 3) 自動車民事交通事故における複数の加害者の損害賠償責任の態様と被害者の過失による過失相殺の態様について整理すると、前者については、基本的な不法行為、共同不法行為並びに競合的不法行為となり、後者については、絶対的(全体的)過失相殺と相対的(個別的)過失相殺となる。
- 4) 拙稿前掲論文『専修商学論集78号』1頁以下。

不法行為理論の構造と被害者救済

- 1 過失責任の構造と被害者救済

過失責任主義は、過失により損害を生じた者は、当然、被害者に対して責任を負うものとしている。そして、その際の損害賠償責任額についても、当然、通常は、その過失のある加害者は自己の生じしめた損害について責を負うという前提に基づいた取り決めがなされている。たしかに、被害者が加害者に対して、損害賠償請求出来る額は、通常は、実際に被った損害額で

あるとされるが、本稿では、特に、複数加害者
対被害者の関係を分析の対象としているので、
この点については、より立ち入った把握をなす
ことが必要である。

つまり、基本的には、被害者救済が意図され
ており、共同不法行為の場合には、連帯責務に
基づく全部責任（全額請求）が認められること
になる。ただ、被害者に過失のある場合、当然、
過失相殺が適用される¹⁾。しかし、加害者が複
数である場合には、相対的過失相殺によるべき
かまたは絶対的過失相殺によるべきかという問
題が生ずる。最高裁平成13年3月13日判決（民
集55巻2号328頁）は前者により、最高裁平成
15年7月11日判決²⁾（民集57巻7号815頁、判
タ1133号118頁）は後者によるとしている。

ところで、加害者A及び加害者Bと被害者C
との関係をどのように捉えることが、被害者救
済を細かく考慮しているかという点については、
特に明確な結論の出るものではなく、唯、事故
による損害発生の状態の差異によるものである。

よって、かかる前提に立つと、どちらの場合
にも、政策論的に全部責任（全額賠償主義）が
認められることになり³⁾、競合的不法行為につ
いても、この点に関しては、狭義の共同不法行
為と同じ捉え方が対外的に被害者救済を重視す
るものとして広く受け入れられることになっ
た⁴⁾。

このようにして、共同不法行為のみならず、
競合的不法行為においても、複数加害者のどち
らか一方に対する全額請求が認められ得ること
になる。そして、厳格に考えれば、複数の加害
者それぞれにその寄与度に応じた賠償責任額を
限度として請求するという被害者の権利を明確
にする煩雑さを避けることが出来ることになる。
ただし、加害者A及び加害者Bの過失割合が極
端に違い、また、夫々の過失度が明確な場合に
は、部分的連帯責任が適用されることになるで、

結果的に相対的賠償請求がなされ得るとい
うこと⁵⁾も可能になる。

全部責任は、加害者の対外的責任の履行を容
易にして簡易なものにする為のものであり、過
失責任は、加害者の対内的責任分担を機能的に
容易ならしめるものである。つまり、複数の加
害者同士で対外的責任と対内的責任とにどのよ
うに対応すべきかという視点からすれば、この
ような2つの面に対し十分機能する方策が考え
られるのは当然であろう。

ただ、前述のごとく、複数加害者のおかれた
状況（過失の状態にもよるが）により、基本的
不法行為、共同不法行為と競合的不法行為の場
合とあり、夫々、対外的責任または対内的責任
の捉え方に差異のある学説・判例のあるところ
は周知のところである。

そして、狭義の共同不法行為または競合的不
法行為の場合、被害者救済の視点から、特に厳
格に考えて、対外的責任の把握方法に若干の差
異のある学説・判例のみられるのも事実であ
る⁶⁾。

1) 民法722条2項による。ただし、自賠法に
よる自賠責保険の適用される部分については、
重過失減額が適用され、被害者救済が強調さ
れる（本稿187頁参照）。

2) 本稿189頁以下。

3) 平井宣雄『債権各論 不法行為』211頁。
「……同一の被害者を生じさせたところに競
合的不法行為の特質があるから……」という
視点から政策論的目的（rechtspolitischer
Zweck）からしても、被害者救済を意図して全
部責任を認めるとしたことになる。

4) 「数人が共同ノ不法行為ニヨリ他人ニ損害
ヲ加エタルトキハ各自連帯ニテ其賠償ノ責ニ
任ズ共同行為者中ノ孰レカ其損害ヲ加ヘタル
カヲ知ルコト能ハサルトキ亦同シ」（民法719
条1頁）。

5) 梶谷玄、福田博、北川弘治、亀山継夫、滝
井繁雄「複数の加害者の過失及び被害者の過
失が競合する1つの交通事故におけるいわゆる
絶対的過失割合を認定することができる場

合における過失相殺の方法と加害者らの賠償責任」判時1834号40頁。

- 6) 最高裁判例は狭義の共同不法行為と競合的不法行為を全体的に共同不法行為として捉えて、対外的責任につき全部責任を認める立場をとっている。競合的不法行為を提唱した平井説も競合的不法行為につき全部責任を認めるに至っている。つまり、両者とも、対外的には全部責任を、対内的には過失割合に応じた調整を旨とするものであるという点で同じ趣旨のものといえる。

- 2 加害者の不法行為責任

加害者の不法行為責任は、過失責任のみにより処理出来る基本的な不法行為によるものと過失責任と連帯責任により処理しなければならない共同不法行為及び競合的不法行為によるものがある。さらに、後者の複数加害者と被害者との過失相殺については、相対的（個別的）過失相殺と絶対的（全体的）過失相殺が適用される。そして、基本的には、競合的不法行為については相対的（個別的）過失相殺が、狭義の共同不法行為については絶対的（全体的）不法行為が適用される¹⁾。しかし、現在、共同不法行為と競合的不法行為の区分が学説・判例において完全に区分されておらず、競合的不法行為が認められていることを認識した上での共同不法行為論であるということにもなる。いずれにしても、被害者救済という点と被害者に対する実際の賠償という2つの視点から、2つの問題点が重視されている。従って、このような構造を前提として、その時点で問題の視点がどこを対象としているかを明確に出来れば良いということになる。

- 1) このように単純に捉える説（近江孝治『民法講義（事務管理・不当利得・不法行為）』248頁）もあるが、共同不法行為が広義及び狭義の2つの視点で把握されている状況では、

民法719条1項の規定の如く連帯責任によることは当然であるが、複数の加害行為が同種のものか異種のものであるかにより適用される過失相殺が異なって来るといえる。

- 3 複数加害者と被害者間での過失相殺

元来、加害者と被害者との相互に過失のある場合、過失相殺は個々の「加害者の過失」対「被害者の過失」という相対的立場で問題の処理をして来た。すなわち、従来、所謂過失相殺は、相対的に処理することを旨として来た。しかし、実際問題として、「複数加害者の過失」対「被害者の過失」を問題とする場合にも多くの事例のあることを認識しなければならない。しかも「複数加害者」対「被害者」につき、損害賠償責任の把握について、複数加害者が共同不法行為者である場合には、その関連共同性ということから、一体性を否定することの出来ない場合が多いことは言うまでもない。

問題は対外的にまたは対内的に、一体性を認めるわけに行かない「複数加害者」が関与する場合があるということである。つまり、加害者同士が異種の不法行為をなしている場合である。

これらの問題を整理すると次のようになる。

- (1) 現実的には、加害者A対加害者Bが客観的関連共同性の関係にあり、具体的には、加害者同士が同種の不法行為をなした場合である。つまり、加害者Aの運転する車と加害者Bの運転する車が衝突し、その結果としてCが傷害または死亡損害を被った場合である。かかる場合には、複数加害者の過失と被害者の過失を絶対的（全体的）過失相殺により処理することになる¹⁾。つまり、複数加害者個々の過失割合と被害者の過失割合を対比し、例えば1対4対1というような割合の把握される場合には、被害者はその割合を前提にして加害者に対し全部請求

をなし、それに対して支払をなした加害者は他の加害者に対し過失割合に準じて求償権を行使することにより問題を解決しようとするものである。つまり、広く共同不法行為として把握されている事例である。

(2) ところが、加害者A対加害者Bが客観的関連競合性の関係にあり、具体的には加害者同士が異種の不法行為をなした場合である²⁾。例えば、交通事故で加害者の過失により傷害を被り、救急車で病院に運ばれ、治療を受けたが医師の医療行為に過失があり、症状が悪化した場合または予期しなかった症状が生じた場合である。かかる場合には、複数加害者個々の過失割合と被害者の過失割合で相対的(個別的)過失相殺により処理するという前提で、被害者は加害者の一方に対し全部請求をなす。請求に対し支払をなした加害者は過失度に応じて他の加害者に求償権を行使する。その上で個々の加害者は過失割合に基づき被害者の過失割合も考慮して賠償額を決定する。従って、一連のこのような諸手続は全部請求に対応する段階である程度把握されていなければならないことになる。

さらに、全部請求に対して対応するときに加害者として承知していなければならない点がある。つまり、加害者Aと加害者Bとの過失度に関しての判断が既に把握されていることが必要であることになる。たとえば、(1)AとBの過失割合が50対50というように通常の割合的判断の出来る場合、(2)AとBの過失割合が95対5というように殆どAが責任を負わなければならない場合、ならびに(3)AとBの過失割合が70対30というように部分的因果関係が適用可能であるというような区分が出来るような場合があるということである。そして、このような事例を基準にして、加害者の過失の性質または発生時の差異が明確になる。よって、加害者同士の過失に基づく賠償責任額が加害者各々について決って

来る³⁾。この額について各加害者と被害者間の過失割合により、各加害者と被害者に対する賠償額が決まることになる。このように問題の処理手続上、錯綜した対応が必要とされる事態の生ずることの避けられない点は確かである。

従って、法理論上又は法手続上、この点につきどのように判断すべきかということが重要な問題となる。その場合、2つの視点から問題点の解明が可能である。

その1は、理論的には、共同不法行為と競合的不法行為は区分されるべきものであるが、従来、共同不法行為は広義に解されて来たのも事実である。ただ、競合的不法行為が生じた場合⁴⁾、生じた損害の状況によっても異なるが、特に、複数加害者の過失割合が著しく格差のない場合には、厳密に考えれば、競合的不法行為の特性としての相対的(個別的)過失相殺の適用が認められることになる。しかし、その過失割合を明確に把握出来ない場合には、当然、被害者救済という視点から全部責任を前提とする連帯債務性が認められ、絶対的(全体的)過失相殺が適用されざるを得ないものとの説もあるが、この点については後述する。従って、どのように認識するかは、全く、事実問題であるということになる。

その2は、競合的不法行為においては、法的処理を進める段階で錯綜した対応が避けられないものである。このような問題点を認識した上で、示談代行を旨として保険者が一応の役割を果たしているということである。すなわち、加害者Aを被保険者とする保険者A'と加害者Bを被保険者とする保険者B'間にかかる問題点を認識した上で問題の処理をすることは、全体としてみた場合、正鵠を得た方策であるということが出来る。

1) 加害者A、加害者Bならびに被害者Cの過失が40%、10%および10%とする。AとCの

過失割合を4対1、BとCの過失割合を1対1を基準として過失相殺を行う。AとBの過失度を合算すると50%になり、Cの過失度は10%となる。従って、CがAまたはBに賠償請求する場合には、事故の過失割合により損害額6000万円の6分の1すなわち1000万円として6000万円から1000万円を控除した5000万円をA、Bに対して不真正連帯債務として請求することが出来る。これが共同不法行為において適用されるとする絶対的(全体的)過失相殺による捉え方である。

- 2) 加害者A、加害者Bならびに被害者Cの過失度が40%、10%ならびに10%とする。AとCの過失割合を4対1、BとCの過失割合を1対1を基準として夫々過失相殺を行う。AはCとの関係で、損害額6000万円×4/5=4800万円として4800万円を、BはCとの関係で、損害額6000万円×1/2=3000万円として3000万円を賠償金として支払うものとするが、A、B両者については3000万円は共通する金額であるので、3000万円についてはA、B両者につき不真正連帯責任があるものとし、4800万円の賠償責任があるとされたAについては超過分の1800万円につき追加として単独で責任負担をすべきものとした。これが競合的不法行為において適用されるとする相対的(個別的)過失相殺による捉え方である。
- 3) 注2参照。

- 4) 基本的には、交通事故と医療事故は異質的不法行為である為共同不法行為を認めるべきでないとの論議が広く唱えられるに至った。

しかし、最高裁平成13年3月13日判決は、医療過誤とは言っても適切な検査、経過観察、適切な指示等の懈怠(東京三弁護士会交通事故処理委員会編「交通事故と医療過誤の競合(共同不法行為の成否)」『新しい交通賠償の胎動』215頁)という形態での軽度の過誤(本稿119頁)であるので、交通事故と共同不法行為性を認め得るとした。従って、自動的に連帯責任を認めるものであり、被害者救済という大義名分を重視できるとした。よって、原審が示したように共同不法行為ではあるが、分割責任を認めるとすると被害者救済という点からみてその整合性が軽視されるので最高裁はそれを否定したように見受けられるが、実際は、共同不法行為を認めるに足る軽度の医

療過誤である点からして共同不法行為に認められる原則を貫いたということになる。すなわち、最高裁は、本件においては医療過誤を共同不法行為という範疇に属するものと判断したわけであり、そのような対応をなしたわけである。しかしながら、交通事故と医療過誤をその状況如何を問わずに総てこのように判断することが可能であるとみなすものでない点には十分に注目すべきである。

だとすれば、競合的不法行為という捉え方を前提として分割責任を認めた上で政策論的視点に立って被害者救済を実現する為全額連帯を認めるとする論法をとった方が弾力性、融通性のある判断を前提とし、その上で被害者救済という包括的基本理念を導入することが出来ることになる。

つまり、共同不法行為として把握可能な事例、競合的不法行為として把握すべき事例を明確に区別することが必要であり、そのことが今後生ずるであろう諸事件における個別的問題点についての把握とさらに広い視点に立っての包括的理論付けに対して完全な対応の出来る理論構造を構築することが可能になった。

複数加害者同士の責任関係

- 1 序説

複数加害者と被害者との関係を把握する前提として、複数加害者同士の相互関係を明確にして置く必要がある。唯、この点については、2つの拙稿で論述したので、本稿では、論述の順序としての構造的な分析で止めることとする。複数加害者相互の関係は、事故発生の原因である加害者の不法行為が損害の発生につきどのように拘わるかにより差異が生ずるものであるという事が出来る。つまり、自動車事故に関しては、具体的には、(1)基本的不法行為に基づく個別的不法行為者、(2)客観的関連共同性に基づく共同不法行為者、ならびに(3)客観的関連競合性に基

づく競合的不法行為者の相互関係に分けられる。そして、これら不法行為者が相互にそれぞれのような関係になるかということと、被害者救済という前提との関連性を明確にしておくことが必要になる。ただ、両者の間に客観的関連共同性が認められれば、共同不法行為として処理され、連帯債務性が認められることになり、全部責任が適用される。また、両者間に客観的関連競合性が認められれば、競合的不法行為として処理されるが被害者救済という視点から対外的に全部責任が認められる。もちろん、その為には連帯債務性¹が認められなければならない。そして、対内的には、共同不法行為においては、求償権が行使され過失割合に基づく個別責任が適用されることになる。

そして、競合的不法行為においても、被害者救済の観点から全部責任が認められ、加害者間及び各加害者と被害者との過失割合が明確であれば、その割合による個別的責任が適用される。しかし、過失割合が、一部、不確定の場合には、その状況を考慮した前提で、被害者救済の視点に立ち全部責任による処理をなした後に、その時の状況に応じた対応のなされることになることは仕方のないところである（基本的には本稿137および138頁参照）。

1) 最高裁平成13年3月13日判決は、本件における交通事故と医療過誤を広義の共同不法行為（交通事故と医療過誤の競合）とし、交通事故の程度と医療過誤の問題として、さらにその相互関係からして個別損害を特定し主張すべしということは被害者に酷であるとしている。つまり、事故による損害は死亡という1つの結果であるが、そこに至る過程が交通事故と医療過誤によるものと明確に区別し難いとしている。従って、競合的不法行為（もちろん、最高裁判決は広義の共同不法行為という立場に立っているが）といえども各不法行為者は連帯責任を負うとし、対内的問題の処理は別の問題としている。当該判決は、競合的不法行為を否定するものではなく、当該

事例における医療過誤の度合からして共同不法行為とみなしても良いとするものである（本稿129頁脚注5参照）。

- 2 複数加害者の個別的関連性 （個別的かつ分割責任）

複数加害者の個別の不法行為（基本的不法行為）により損害が生じた場合、加害者は自己の不法行為による生じた損害について責を負う。つまり、個々の加害者の不法行為と因果関係があると見做される損害部分についてのみ責を負うことになる。そして、複数の不法行為が別個独立に損害を生じめたと考えれば良いことになる。

- 3 複数加害者の共同関連性 （共同不法行為責任と連帯責任）

複数加害者の過失に客観的関連共同性があり、夫々の過失と損害との間に相当因果関係がある場合、加害者相互に共同不法行為性を認めることが出来る。となれば、内部的には連帯責任が認められ、対外的には全部責任が適用される。そして、全部責任は特に被害者救済の観点から強調されるものであり、加害者同士では割合的分担を意味する求償が可能であるとされ、当事者のそれぞれの立場が十分に考慮されることになる。

ただ、共同関係が弱いものであり、連帯して損害賠償責任を負担させることに妥当性を欠くような場合には、責任を合理的に分割出来るときには分割を認めることにする¹）。

さらに、仙台地裁判決²の如く、交通事故の被害者が手術の際の輸血によりB型肝炎ウイルスによる劇症肝炎により死亡した事故につき、交通事故の加害者に対し全額の賠償責任を認めたと事例の如く、医師の過失度が軽いとみなされ

る場合には、共同不法行為と認めても、医師の過失度を極めて軽くみることになり、事故発生の状況により、大きく左右される結論付けがなされることになる。

- 1) 新美文「共同不法行為の要件」『法学教室増刊・民法の基本判例第2版』183頁。
- 2) 仙台地裁平成6年10月25日判決・判タ881号218頁。

- 4 複数加害者の競合的関連性 (競合的不法行為責任と連帯責任)

複数加害者の過失が、競合性のある基本的不法行為と見做され、個々の過失と損害との間に相当因果関係がある場合、加害者相互に競合的不法行為性が認められるということが出来る。もちろん、基本的には、基本的不法行為の競合したものであるので全部責任を認めることは必ずしも明確でなかった。しかし、被害者救済を考慮すると連帯債務性および全部責任を政策論的に認めざるを得ず、被害者救済の視点からの全部責任は当然認められるに至っている。もちろん、競合的不法行為は、以前は、共同不法行為に含められるものと考えられて来たものであり¹⁾、現在においても、共同不法行為に含めた捉え方をしている学説・判例²⁾があることは否定出来ない。

厳密に考えれば、競合的不法行為は基本的不法行為の競合したものであり、共同不法行為とは、この点において差異が認められることは周知のところである。つまり、別個の基本的不法行為が結果的に競合して損害を生じしめたものであり、例えば、浦和地裁平成5年7月30日判決(判タ841号201頁)の如く交通事故の受傷者が手術及び術後処置の過誤によりガス壊疽を発症したとして医師の過失を認めた事例は2つの

過失の独自性を判断したものである。

よって、過失相殺の適用については、このような前提条件の差異を十分に認識しなければならず、絶対的(全体的)過失相殺または相対的(個別的)過失相殺は、かかる差異を前提として適用されるものである³⁾。

- 1) 従来、共同不法行為は広義に解され、競合的不法行為も含むのものとして受け入れられて来た。従って、今日においても、かかる捉え方が散見されることを否定できない。
- 2) 注1)のごとく、最高裁判決は共同不法行為を広義に解しており、特に被害者救済という視点からして基本的にこの捉え方を重視するものとして来た。しかし、事故による損害発生の態様により、その状況に相応した判断をするという含みを持った捉え方が必要である。
- 3) 例えば、交通事故と医療過誤により死亡損害が生じたとき、(イ)交通事故による損害が著しいものであり、医療過誤により損害拡大が生じたときとされる割合は極少の場合、(ロ)交通事故による損害は軽微であるが、医療過誤による損害の拡大が著しい場合、(ハ)上記のようではあるが損害についての原因の寄与度が全く不明確の場合など種々の状態が想定される。従って、対外的にみた場合、確かに競合的不法行為によるものであるとしても、絶対的(全体的)過失相殺の対象として対外的解決をした上で加害者同士の過失の寄与度に応じた求償をなすことで対内的解決をする場合と相対的(個別的)過失相殺を個々になすことを前提とする場合とある。

複数加害者の過失と被害者の過失等との関係

- 1 序説

例えば、共同不法行為者の過失または競合的不法行為者の過失と被害者の過失等が競合した場合であり、過失相殺等をどのような判断する

かということが問題とされる場合である。すなわち、客観的関連共同性のある複数の不法行為者の過失と被害者の過失等との過失相殺または過失相殺と類似の事例はどのようになされるのか、または客観的関連競合性のある複数の不法行為者の過失と被害者の過失等との過失相殺または過失相殺と類似の事例はどのようになされるかということである。換言すれば、絶対的（全体的）過失相殺と相対的（個別的）過失相殺はどのような特性があり、実務的にどのように進められるべきものであるかという点が明確にされるべきである。

- 2 複数加害者の過失と被害者の過失（等）との関連性

- 2 - 1 複数加害者が相互に個別的関連性の立場に立っている場合における被害者の過失（等）

複数の加害者が相互に個別的関連性の立場に立っている場合には、加害者同士別個独立の関係にある。従って、加害者と被害者との過失相殺もA加害者対C被害者の過失割合、B加害者対C被害者の過失割合でなされていることになる。すなわち、複数の不法行為が1ヶの損害を生じしめた場合でなく、2ヶ以上の損害を生じしめた場合であり、本稿の対象外の事例である。

- 2 - 2 複数加害者が相互に共同不法行為性のある立場に立っている場合における被害者の過失（等）

複数加害者の過失に客観的関連共同性が認められ、加害者各々が共同不法行為者と見做される場合、相互に連帯責任を負担することは民法で規定されるところである。従来、広義の共同

不法行為において連帯責任により全部責任が被害者救済の視点から重視されて来た。そして、共同不法行為者同士の内部的な責任関係は、過失割合に基づく割合的分担がなされるものとされて来た。従って、全部責任性と割合的分担性との関係につき、どのような対処したらよいかという視点から考えるべきであろう。

連帯債務に基づく全部責任を認め、被害者救済を全面に出した上で、対内部的には、加害者同士の過失の度合に応じた割合的分担がなされる。ここに、被害第三者の過失が関連した場合には、絶対的（全体的）過失相殺が適用されるのが通常は適切である。もちろん、その場合、各加害者の過失と被害者の過失の割合が相互に明確に把握出来ることが前提となることはいうまでもない¹⁾。

1) もちろん、その場合、加害者Aの過失度が50%、加害者Bの過失度が10%そして被害者Cの過失度が10%であれば、総合的（全体的）過失相殺は(50+10)対10で割合でなされていることになり、その上で賠償責任額については、50対10の割合で求償による分担がなされていることになる。

- 2 - 3 複数加害者が相互に競合的不法行為性のある立場における被害者の過失（等）

複数加害者の過失が、従来、共同不法行為と見做れて来た範囲が広がったこともあって、広義の共同不法行為として把握されていたものの一部であり、基本的不法行為の競合したものである。そして、過失と損害との間に相当因果関係があれば、競合的不法行為とする学説が広く認められているのは周知のところである¹⁾。この学説は、従来、共同不法行為とされた領域を整理する意味から主張されたものである。当初は、その特性を重視した全部責任を認めなかったが、被害者救済を軽視出来ないこと、また、

元来、広義の共同不法行為とされていたものであること、そして政策論的にその必要性が考慮されたものであることから、対外的には、狭義の共同不法行為に準ずる方策が採られるに至っている。

さらに、過失相殺という視点からすると、競合的不法行為の性格からして相対的（個別的）過失相殺が適用されるということになる（注1参照）。つまり、競合的不法行為は加害者の不法行為が異種にして、異時のものであり、相対的かつ個別的な過失相殺が適用されなければならない。つまり、競合的不法行為においては、かかる構造を前提にして、相対的過失相殺がなされるわけであり、その一部に不明な点が生じた場合には、かかる構造を前提にして、その状況に応じた的確な対応がなされなければならない。

- 1) 最高裁（三小）平成13年3月13日判決判タ1059号59頁。平井説によれば、「競合的不法行為は基本型不法行為の単なる競合であるから、その効果も基本型不法行為と性質の許すかぎり同じに解すべきである。したがって効果としての損害賠償およびその範囲は、すべて基本型不法行為の原則に準じて考えればよい。しかし、同一の損害を生じさせたところに競合的不法行為の特質があるから、各不法行為者はこの損害につき全部責任を負う。」（平井宣雄・前掲書212頁）というものである。そして、同一の損害つまり死亡損害が問題とされる場合には、各不法行為者は対外的には全部責任を負担し、対内的には割合的賠償範囲説に基づいた分担をすることになる。そして、各加害者と被害者の過失については、基本的には、相対的（個別的）過失相殺が適用されるということが出来る。その場合、各不法行為者（加害者）の過失が同じ程度であれば、対内的には、個別的因果関係説に基づいた割合的關係が適用され、各不法行為者（加害者）の過失の割合が著しく異なる場合には部分的因果関係に基づいた割合的關係が適用される。

また、各加害者（不法行為者）の過失の寄

与度が不明であり、競合して死亡損害を生じしめたという場合には、絶対的（全体的）過失相殺が適用されなければならないことになり、結局は最終判断は事実問題ということになる。

- 3 過失相殺

- 3 - 1 序説

現今では、民法722条2項の規定は、損害賠償額の把握につき、被害者の過失により競合して生じた損害部分または拡大した損害部分の額を斟酌して減額する唯一の規定として拡大解釈して適用されるべきであるとする捉え方が一般的である。もちろん、被害者の過失または過失に類似の事由は加害者の過失による事故が生じなかったならば、発生しなかったであろうと考えられる場合も当然あり得る。もちろん、かかる視点からすれば、生じた事例につきどのように判断するかは¹⁾、事実問題であるとしても必要であろうが、広く一般的に考えて類推適用は必要であろう。

このように、被害者の側における事由（例えば疾患）により損害が生じたりまたは拡大した場合、過失相殺の規定（民法722条2項）を類推適用して、かかる事由を斟酌することが出来る²⁾とされている。

- 1) 民法719条1項は、共同不法行為者全員が結果について責任を負う旨定めている。従って、複数の加害者対被害者の場合には、複数の加害者の責任度の合計値対被害者の責任度で過失相殺をなした上で、被害者は加害者に対し全部責任に基づいた請求をなすものであり、このことは、被害者救済を図ろうとする民法719条1項の趣旨に則ったものである。
- 2) 最高裁平成4年6月25日判決民集46巻4号400頁。

- 3 - 2 通常の過失相殺と重過失減額

民法722条2項で、加害者と被害者間での過失相殺を規定していることは周知のところであり、過失割合に基づいた過失相殺がなされることになる。

本稿で問題とする共同不法行為等において連帯債務が規定され、全部責任が認められていることは、被害者救済を意図してのものである。自賠法3条でも条件付無過失責任が規定され、被害者救済を意図している点は周知のところであり、そして、この規定内容が、自賠法4条の規定はあるものの、「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準（平成13年12月21日金融庁・国土交通省告示第1号）第6減額1・重大な過失による減額」により、自賠責保険独自の視点から、より被害者救済を充実させることになる。すなわち、後遺傷害又は死亡による損害については、保険金額の範囲内については、被害者の過失が90%以上の場合は50%減額、80%～90%の場合は30%減額、70%～80%の場合は20%減額を行い、70%以下の場合は減額しないとされている¹⁾。従って、自賠法4条の規定はあるものの、被害者の過失が70%以下の場合には、重過失減額をなすことにより被害者の重過失に基づく負担を軽減することは具体化されない。また、傷害による損害および死亡に至るまでの傷害については20%の減額をなすとしている²⁾。

また、死亡損害及び後遺傷害による損害が生じたが、死亡または後遺症と事故との因果関係の確認が困難な場合、割合的因果関係論により50%の減額をなすことにより、その関連性が認められるものとされる³⁾。

さらに、自賠責保険に関しては（政府保障事業の場合は異なるが）、共同不法行為が成立し、被害者に生じた損害が保険金額以上の場合には、

損害の填補は被害者に対して一保険金額の加害者の車両台数でなされることになる⁴⁾。これも自賠責保険特有の被害者救済を意図した方法である。つまり、加害者双方の保険者が夫々所定の額を支払うということになる。

もちろん、前述の如く民事責任の分野でも別の視点から被害者救済は軽視されるものではないが、基本的には、過失責任性によっていることは周知のところである。

- 1) 伊藤文夫「自動車保険の現状と若干の問題——人身事故賠償・補償を中心として」『法律のひろば2001年12月号』24頁。木宮高彦・板東司朗「民法の適用——過失相殺」『木宮高彦・羽成守・板東司朗・青木荘太郎注釈自動車損害賠償保障法』114～115頁。
- 2) 木宮高彦・板東司朗前掲書114～115頁
- 3) 木宮高彦・板東司朗前掲書114～115頁
- 4) 木宮高彦・板東司朗前掲書172～173頁

- 3 - 3 相対的（個別的）過失相殺と絶対的（全体的）過失相殺

前述のごとく、相対的過失相殺と絶対的過失相殺とに関しては、特に、2つの視点から考察する必要がある。

(1) 相対的（個別的）過失相殺と絶対的（全体的）過失相殺の適用方式が必ずしも、明確に区分されておらず、少なからず議論の対象となっていることは避けられない。前述のごとく、極く基本的には、最高裁判決からしても、相対的過失相殺は、競合的不法行為に適用され、絶対的過失相殺は狭義の共同不法行為に適用するということが出来よう¹⁾。ところが、元来、民法719条1項が共同不法行為に関する規定であることからしても明確なごとき、広義の共同不法行為が認められて来た。競合的不法行為が主張され、広く認められるようになったのは、近年である。従って、厳格に狭義の共同不法行為と競合的不法行為という捉え方が学説・判例

において、必ずしも、完全に統一されているわけではないということも出来よう。従って、競合的不法行為を認め、的確に区分した立場から観れば、混乱している点があると判断されても、広義の共同不法行為の立場に立てば、当然のこととして受け止められる²⁾。筆者は、共同不法行為と競合的不法行為を明確に区分する立場に立つものである。そして、以上の事情を前提として考えると、過失相殺の捉え方が的確に区分して把握されるようになるのは当然のこととすることが出来よう。つまり、相対的過失相殺と絶対的過失相殺の取り扱いをかかるとして明確に区分すべきである。

(2) なお、その上で、相対的過失相殺と絶対的過失相殺の性格を区分するにつき、責任成立因果関係と責任範囲因果関係の視点から分析するとの確かな把握が可能となる。

まず、相対的過失相殺は、個々の加害者対被害者の関係を前提として捉えるものであり、事故発生の状況によっては、責任成立因果関係の範疇で処理出来るような場合も稀にはあるが、やはり責任範囲因果関係の範疇で慎重な各加害者対被害者の対応がなされることが必要になる。また、絶対的過失相殺は、むしろ、責任成立因果関係に重点を置いた上で、全体としては責任範囲因果関係により判断するというものであり、複数の加害者の過失及び被害者の過失の寄与度を前提とし、総ての事情を考慮・斟酌した判断がなさるべきである。

このように、概略的に考えてみると、責任成立因果関係に重点を置いて処理出来れば容易に決着のつくものであるが、事故と損害との発生の態様により、それで済まない場合が殆どであり、必然的に責任範囲因果関係の範疇で損害発生の実態を考慮した上で処理しなければならないことになり、このような捉え方が重視されるべきである。従って、ただ単に、絶対的(全体

的)過失相殺または相対的(個別的)過失相殺は、このように判断されるべきでないとの説もあるが、容易にそうと断定もできないということになる。ただし、押し並べて事故と損害の発生の態様によって決まるものであると言っても過言ではない。

すなわち、因果関係は二段構えのものであり、責任範囲因果関係でこそ、根本的、実態的かつ実質的な解決がなされることになる。

従って、事故と損害発生との態様からして、基本的には、競合的不法行為については相対的(個別的)過失相殺、狭義の共同不法行為については絶対的(全体的)過失相殺が適用されることになるが、前述のごとく容易に決めつけられないと言わざるを得ない状況にあるとの説もある。

しかし、学説・判例が競合的不法行為と狭義の共同不法行為に区分されるという視点で分析する。先ず、競合的不法行為は別個の基本的不法行為が競合したものであり、A加害者の過失とC被害者の過失の割合とB加害者の過失とC加害者の過失の割合とが、A加害者の過失とB加害者の過失の区分を前提として別個のものであるということになる。従って、相対的過失相殺が適用される。狭義の共同不法行為は、事故による損害が生ずる時点で、A、B及びCの過失の割合が夫々確認出来るので全体としての関連を把握出来、絶対的過失相殺が可能であるということになる。

ところで、近年、2つの過失相殺につき、最高裁判決がなされている。

まず、相対的(個別的)過失相殺については、最高裁平成13年3月13日判決民集55巻328頁³⁾がある。当該判決は、共同不法行為としているが、それは前述のごとき理由による⁴⁾のものであり、その実体は正に競合的不法行為であるということが出来る。判旨は、「本件交通事故にお

ける運転行為と医療過誤における医療行為とは、被害者の死亡という不可分の結果を招来したから、各不法行為者は被害者の被った損害の金額について連帯して責任を負うべきである……」とし、「それぞれ独立して成立する複数の不法行為が順次競合した共同不法行為において……」として共同不法行為性を確認し、さらに、「被害者との関係においては、各不法行為者において責任を負うべき損害額を限定することは許されない」として加害者の連帯責任つまり全部責任を確定することにより被害者救済を図るものとして、共同不法行為と判定した。

しかし、それに続いて、「交通事故と医療事故が共同不法行為となる場合、過失相殺は、各不法行為者と被害者との過失割合に応じてなすべきで、他の不法行為者と被害者との過失割合を斟酌して過失相殺をなすことはゆるされない。」として別個独立の不法行為であるので、相対的過失相殺が適用されるべきであるとしている⁵⁾。

つまり、本判決は複数の加害者の不法行為による1つの損害という視点から共同不法行為として被害者保護を図り、別個独立の加害者の過失と被害者の過失についての過失相殺の視点から、相対的過失相殺として個々の加害者の過失と被害者の過失の関係を個別のかつ相対的に考察するという競合的不法行為性を重視し、被害者の利便性を図るものである⁶⁾。

この2つの視点については、最高裁判決は、次のように捉えることが出来る。すなわち、「個々の不法行為が当該事故の全体の一部を時間的前後関係において構成し、その行為類型が異なり、行為の本質や過失構造が異なり、かつ、共同不法行為を構成する一方又は双方の不法行為につき、被害者側に過失相殺すべき事由の存する場合には……」として、被害者の損害額が把握された場合には、個々の不法行為すなわち

過失が損害の発生に寄与した度合を明確にすることが出来、その上で個々の加害者の過失と過失相殺することが出来るとするものである。

ただ、個々の加害者の過失の度合、時間的差異、不法行為類型の差異などにより、不法行為相互の関係にも可成りの変化⁷⁾の生ずる点が無れ得ない点は注意しなければならない。その上で、過失相殺については、個々の加害者対被害者の関係においてなされるという順序になる⁸⁾。

次に、絶対的(全体的)過失相殺については、最高裁判平成15年7月11日判決であるが、本件は複数の加害者の車両の運行に関する過失及び被害者の過失が競合する1つの交通事故において、加害者の1人に代り被害者に対して損害賠償した自動車交通共済組合が保険代位に基づいて他の加害者に対して求償権の行使をなしたものであり、その前提として、当該交通事故の原因となった総ての過失の割合(いわゆる絶対的過失割合)を認定することが出来る場合における過失相殺の方法と加害者らの求償に対する責任が問題となった⁹⁾ものである。

本件の具体的概要は以下のようなものである。

Yの被用者であるBは片側一車線の道路上に、普通貨物自動車を西側路側帯から北行車線にはみ出すような状態で駐車させ、非常点滅表示灯等を点灯させることはなかった。D会社の被用者であるAは、そのころ、D会社の保有する普通貨物自動車を運転して、本件道路を南方から北方に向けて進行し、Y車を避けるため、中央線からはみ出して進行したところ、本件道路を北方から南方に向けて、最高速度として規制されている時速40kmを上回る時速80kmで進行して来たCの運転に係る普通乗用自動車と衝突し、C及びD会社に損害を生じめた。

本件についての最高裁判決は、以下のようなものである。「複数の加害者の過失及び被害者の過失が競合する1つの交通事故において交通事故の

原因となったすべての過失割合（絶対的過失割合）を認定することが出来るときには、絶対的過失割合に基づく被害者の過失による過失相殺をした損害賠償額について、複数の加害者は連帯して共同不法行為に基づく賠償責任を負う...」として、加害者は連帯して全部責任を負担するとしている。そして、その上で加害者同士は過失の寄与度に準じた求償をなすことにより決着することになる。つまり、当初から連帯責任という関連共同性が加害者について認められる場合には、過失相殺に関しては、複数の加害者は被害者に対しては一体として当たるということなる。この場合には、加害者及び被害者の間で個々に相対的に過失相殺すると加害者が被害者に対して全部責任を負担することが出来なくなり、民法719条1項の意図する被害者の全額請求が不可能になり、被害者救済の実効を生じしめることが出来なくなるとされる。従って、かかる全体的処理をなした上で、加害者同士は過失の度合に応じた求償をなすことにより公平な分担をすることとなる¹⁰⁾。

以上のように、生じた事故と損害または加害者同士が同種・同質でなく相違なる立場にある時には、相対的（個別的）過失相殺が適用され、これとは反対に、生じた事故と損害または加害者同士が同質であり、同種の立場にある時には、絶対的（全体的）過失相殺が適用されるというのが極く一般的な捉え方であるということが出来る。従って、B対A対Cの過失度が1対4対1であるとすれば、まず、Bの過失度1とAの過失度4の合計値に対するCの過失度1を対比すれば、過失相殺して、CはB又はAに対して損害額の6分の5を全部責任に準拠して全額請求をなすことが出来ることになる（その上で加害者同士は内部処理をすればよい）。

- 1) 北河隆之「共同不法行為—最高裁判決を手掛かりとして—」判タ1088号41頁以下、近

江幸治『民法講義・事務管理・不当利得・不法行為』247-8頁、富上智子「複数加害者関与事故の損害賠償における諸問題」判タ1138号10頁以下、大工強「複数の加害者の過失及び被害者の過失が競合する一つの交通事故においていわゆる絶対的過失割合を認定することができる場合における過失相殺の方法と加害者らの賠償責任」判タ1154号94~5頁、北河隆之「共同不法行為と過失相殺」『交通法研究33号交通事故と慰謝料』90頁以下。

- 2) いまだに、広義の共同不法行為としての捉え方（狭義の共同不法行為と競合的不法行為が区分されていることを認めつつも）が判例等において適用されている理由・根拠は被害者救済の重視ということにあらう（現今では、競合的不法行為においても全部責任が認められることが明確になっているので、広義の共同不法行為に固執する必要はない。唯両者を含む意図があればそれで良いとされよう。
- 3) 当該判決のなされた事例は以下のようである。「Xらがその子Aが交通事故後搬送されたY病院の医師Bの医療過誤により死亡したと主張して、Yに対し不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

Aは自転車を運転中タクシーと接触して転倒し、頭部を打撲し、頭蓋骨骨折を伴う急性硬膜外血腫の傷害を負った。急性硬膜外血腫は、当初は、意識清明期が存在するものの、その後には頭痛、おう吐、傾眠、意識障害が発生し、脳障害が始まって死亡するに至るものであり、脳障害が始まってからの救命率は著しく低いものの早期に血腫の除去手術を行えば高い確率での救命の可能性がある。しかし、Aが搬送されたY病院の医師は、経過観察をするかあるいは看護者に対し急性硬膜外血腫の具体的な症状等を説明し、経過観察を怠らないよう注意する義務があるのにこれを怠り、頭部打撲挫傷などと診断し、「明日も診察を受けに来るように」「何か変わったことがあれば来院するように」等の指示をただけで帰宅させた。そのため、Xらは、帰宅後におう吐してそのまま食事せず、いびきをかくなどして寝てしまったAの容態を重大なことと考えず、夜半、けいれん様の症状が出るなどして初めて異常に気付き、救急車でAを病院に搬送したものの、Aは間もなく死亡した。」

というものである。

本件においては、上告人田中敏雄およびひとみは被上告人医療法人誠寿会代表者理事長井上寿一に対し、上告人らの長男である優作の前述の如き死亡損害につき、損害賠償を請求した。優作の死亡の経過等を総合して判断すると交通事故と医療過誤の損害に対しての寄与度は各々50%と推認されるので、本件において被上告人が賠償すべき額は、優作の死亡による弁護士費用を除く全損害40,788,076円の5割である20,394,038円から本件医療事故における被害者側の過失10%を過失相殺した上で弁護士費用180万円を加算した20,154,634円と算定し、上告人らの請求をこの金額の2分の1である各10,077,317円及びうち9,177,317円に対する本件医療事故の後である昭和63年9月14日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容すべきものであるとしている。

4) 本稿126頁参照。

5) 当該判決は、運転行為による運転事故と医療行為における医療過誤により被害者の死亡という不可分の結果が生じたことを前提として考察する結果としてのものである。確かに、運転事故と医療過誤は、その発生形態においては、別個独立のものであり、種々の態様が想定される。しかし、不法行為が順次競合したという点、過失の割合がほぼ同等であるという点と被害者救済という点等からして共同不法行為とみなして全部責任を認め得ことにしたと言える。しかし、一方で、運転事故の加害者と被害者の過失割合と医療過誤の加害者と被害者の過失割合は、事故が別個のものであるので過失相殺は独立になすべきものと判定し、所謂競合的不法行為において認められる特性を導入している。つまり、共同不法行為と判じ、被害者救済を直接的に主張すると同時に競合的不法行為の機能を間接的に認めたものということになる。

6) もちろん、当該判決の対象とされる事例は、交通事故加害者対被害者の関係は過失度70%対30%であり、医療過誤加害者対被害者の過失度は90%対10%であり、相対的(個別的)過失相殺はこの割合でなされなければならない。そして、交通事故加害者の過失と医療事故加害者の過失との関係は50%対50%である。

そして、被告人は2名というものである。

7) 加害者A・B相互の過失度が著しく差異のあるときには、部分的因果関係として把握されなければならない。もちろん、本件事例が部分的因果関係に該当するものでないが加害者同士の過失に著しい差がある場合はそのように判断されるべきである。

8) 北河隆之教授によれば、相対的過失相殺につき、まず、名古屋高裁の判決を引用して、(1)加害者A・Bが連帯して負担する場合(連帯責任)と(2)A・Bが連帯して負担する部分と一方のみがそれに加えて別個に負担する場合があるとの視点に立って、全部責任の成立する範囲を絶対的過失相殺における絶対的過失割合、または相対的過失相殺における連帯責任の範囲あるいは責任の競合する範囲とする考え方もあるとされておられるが(北河隆之「共同不法行為と過失相殺」『交通法研究33号(交通事故と慰謝料)』99頁以下)、結局はいずれの場合にも、連帯責任(全部責任)の範囲内ということなる。

つまり、相対的過失相殺(競合的不法行為において適用される)においても、加害者同士の過失の割合の差異、個々の加害者と被害者との過失の差異というような前提に立つと、まず、連帯責任(全体責任)によった処理をした上で、個々の加害者と被害者との過失相殺については、割合的因果関係から一歩進めて割合的賠償範囲論の範疇で問題の解決をなすべきものとする。

9) 1つの交通事故において、時間的または場所的に、複数の加害者の過失と被害者の過失が競合し、かつ個々の過失の割合が把握出来る場合においては、加害者らの過失度の合計と被害者の過失度との過失相殺(絶対的過失相殺)した損害賠償額につき、加害者は連帯責任(全部責任)を負う。その上で、加害者同士は過失割合に基づく求償権を行使することにより問題を解決しようとするものである。

10) 本件の内容は前述の通りである。ここでは実際の損害額等につき数値を明確にする。すなわち、A、B、Cの過失割合は1対4対1である。

本件交通事故により、被上告会社は2,703,110円の損害を被り、Cは5,811,400円の損害を被った。

被上告会社とCとの間では本件交通事故による損害賠償につき示談が成立し、被上告会社はCから365,174円の支払を受け、被上告組合（被上告人は三重県交通共済協同組合を保険者として自動車共済契約を締結していた。）はCに対し、自動車共済契約に基づき、被上告会社に代って、本件交通事故による損害賠償として4,747,654円を支払った。また、被上告組合はCに支払った損害賠償金につき自賠償保険金120万円の支払を受けた。

ところで、複数の加害者の過失及び被害者の過失が競合する1つの交通事故において、その交通事故の原因となった総ての過失の割合（絶対的過失割合）を認定することができるときには、絶対的過失割合に基づく被害者の過失による過失相殺をした損害賠償額について、加害者らは連帯して共同不法行為に基づく賠償責任を負うものと解すべきである（判時1834号42頁）ということになる。

従って、被上告会社及び上告人は、Cの損害5,811,400円につきCの絶対的過失割合である6分の1による過失相殺をした後の4,842,833円の限度で不真正連帯責任を負担する。このうち、被上告会社の負担部分は5分の4に当たる3,874,266円であり、上告人の負担部分は5分の1に当たる968,566円である。被上告会社に代わりCに対し損害賠償として4,747,654円を支払った被上告組合は、上告人に対し、被上告会社の負担部分を超える873,388円の求償権を代位取得したというべきである。なお、自賠償保険金は、被保険者の損害賠償債務の負担による損害を填補するものであるから、共同不法行為者間の求償関係においては、被保険者の負担部分に充当されるべきである。従って、自賠償保険金120万円は、被上告組合が支払った被上告会社の負担部分に充当される。

- 3 - 4 競合的不法行為における相対的過失相殺

以上のように、個別的不法行為が競合して1つの損害を生じしめる競合的不法行為において、相対的過失相殺が適用されるのも、それなりの意味がある。総じて考えると、競合的不法行為においては、複数の加害者の過失割合及び各加

害者対被害者の過失割合が明確であれば、当然、相対的過失相殺が適用される。そして、加害者同士の過失割合又は各加害者と被害者との過失割合が明確でない場合には絶対的過失相殺が適用されるとの説がある。しかし、基本的に考えて相対的過失相殺の範疇で処理すべきものでなかろうか。

そもそも、過失相殺の意味するところは、「加害者の責任の量（賠償額）を減縮すべき事情が存在する」¹⁾点にある。そして、問題とされる時点で、早急に判定出来ないのは、各加害者と被害者との個別的な過失割合である場合が多いであろう。

しかも、加害者Aと被害者C、加害者Bと被害者Cの過失相殺は当事者間の割合のみによるものであり、他の要因により左右されるものではない。よって、その1つが不明の場合には、例えば、加害者AとBの過失割合、加害者Aと被害者Cの過失割合のみにより判断しなければならないわけであり、これは絶対的過失相殺というべきものでない。結局、相対的過失相殺の範疇で処理すべきものであり、不明な部分はある程度の時間的余裕をもって対応しなければならない（もちろん、加害者Aの過失と加害者Bの過失に著しい差異のあるときには、部分的連帯責任が適用されることになる。）

競合的不法行為を個別的不法行為の競合に重点を置くか²⁾又は競合して1つの結果を生じしめる点に重点を置くかで異なる判断が可能になる。前者は競合的不法行為性を重視する結果を生じしめ、後者は連帯責任性、全部責任性（換言すれば共同不法行為）を重視する結果を生じしめるものである。最高裁平成13年3月13日判決は、この点についてバランスの良い判定をなしている。しかし、一歩前進する為には、競合的不法行為における相対的（個別的）過失相殺にあくまでも固執した認識を深めることが必要

になる。

- 1) 広中俊雄『債権各論議集6版』500頁
川井健「過失相殺の本質」判タ240号13頁。
- 2) 例えば、交通事故と医療過誤とは、本来、その性質及び事故発生の時点の違うものであるとして、各地裁で競合的不法行為と判定する判決が多く出された。これに対して、最高裁平成13年3月13日判決は被害者救済及び事故相互の寄与度の不明確性の視点から共同不法行為を認めるとした。しかし、如何に把握すべきかは重要な問題である。

- 3 - 5 過失相殺に準じた把握がなされる場合

加害者と被害者の過失相殺については、民法722条2項で「被害者二過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌スルコトヲ得」と規定し、過失等による加害者の賠償額の減額についての唯一の規定とされている。よって、現実には、過失相殺ではないが、民法に規定がないので過失相殺に準じ過失相殺の規定を類推適用するとして処理せざるを得ない場合がある。それは、例えば、被害者の素因（体質的素因または心因的素因）、好意同乗者性ならびに被害者側の過失等であり、これらの要因が加害者の過失による事故と競合して損害の発生または拡大に寄与した場合に損害賠償額の減額を認めることができるのか、更に出来るとすれば、これらの要因の寄与度に応じて具体的にどの程度減額が可能となるかが問題とされることになる。

つまり、被害者の体質的素因であり、身体的に可成りの特徴・特性があるときであり、それが損害発生または損害の拡大に寄与する可能性のある場合である。または、被害者の心因的素因であり、被害者の異常な性格等により過度な反応を示すことが損害の発生または損害の拡大に寄与する場合等である。そして、民事責任においては、このような原因により拡大した損害

部分について、加害者の損害賠償責任の把握に際し、民法722条2項が類推適用され、斟酌され減額されることが可能となるとされる。このように被害者の過失に相当する事由の寄与度により賠償額の減額がなされるということが出来る。かつては、下級審判決では、過失相殺の類推適用については、肯定論と否定論とに分かれていたが¹⁾、近年では、肯定し、適用すべきとする捉え方が広く認められるに至っている²⁾。さらに、最近、過失相殺類推適用説に加えて割合的因果関係論³⁾及び割合的賠償範囲論⁴⁾等が唱えられており、体質的素因または心因的素因に関しては、確率的心証論⁵⁾の意図するところも注目されている。唯、割合的因果関係説及び割合的賠償範囲説にしても、確率的心証論にしても、過失相殺の類推適用するについての方策を提示しているものであり、損害発生の状況に応じてどの捉え方が良いかが決まるものと考えべきである。

- 1) 東京三弁護士会交通事故処理委員会編『新しい交通賠償論の胎動』57頁以下、小賀野晶一「素因減額」『新・裁判実務体系 交通損害訴訟法』271頁、北河隆之「素因減責論の現状と課題」『交通事故訴訟の理論と展望』115頁以下・123頁以下、田邨正義「過失以外の減額事由」『交通法研究第30号過失相殺の諸相』30頁以下。
- 2) 最高裁昭和63年4月21日判決は、「被害者が、交通事故により外傷性頭頸部症候群のほか、心理的要因による外傷性神経症を引き起こした事案につき、身体に対する加害行為と発生した損害との間に相当因果関係がある場合において、その損害が加害行為のみによって通常発生する程度、範囲を超えるものであって、かつ、その損害の拡大について被害者の心因的要因が寄与していることは、損害を公平に分担させるという損害賠償法の理念に照らし、民法722条の過失相殺の規定を類推適用して損害の拡大に寄与した被害者の右事情を斟酌することができるとし、……右損害は、事故のみによって通常発生する程度、範囲を

超えており、かつその損害の拡大について被害者の心因的要因が寄与していることが明らかであるとして、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用し……」として、心因的要因につき過失相殺の類推適用を認めた（交民裁集21巻2号1頁）。小賀野晶一教授は責任範囲因果関係の立場から過失相殺類推適用を認められ、責任成立因果関係及び責任範囲因果関係の立場から割合的因果関係が適用されると説かれる（小賀野晶一前掲論文272, 277頁）。

- 3) 大塚直「原因競合における割合的責任論に関する基礎的考察—競合的不法行為を中心として—」『日本民法学の形成と課題（星野英一先生古稀祝賀）下』853頁。
- 4) 大塚直前掲論文853頁。
- 5) 倉田卓次「交通事故訴訟における事実の証明度」『民事交通訴訟の課題』149頁以下。

因果関係の立場から

- 1 序説

自動車交通事故民事損害賠償における賠償責任（額）を明確につき、適用される因果関係理論は、責任成立因果関係と責任範囲因果関係の2つの視点から問題とされる。元来、保険契約におても、特に、そうであったように、因果関係は悉無律（Alles-oder-Nichts Prinzip）により判断されて来た。本来、因果関係理論はかかる性格をもったものであった。つまり、責任成立因果関係において厳格に判断されて来たといっても過言でない。しかし、実態はより複雑になって来ている。そこで、近年、責任成立因果関係においても、寄与度に基づいた割合的責任論つまり割合的因果関係論²が広く認められるに至っている。

このように考えると、まず、責任成立因果関係の範疇で割合的責任論を問題とすることが注視されたこととなる。ところで、事故および損害

発生の様様をみてみると、徐々にその内容の多様性、複雑性の度を増して来ており、賠償責任（額）の決定も諸々の要件を考慮した上でなされなければならない様に变化して来ているということが出来るのではなからうか。よって、理論的には、責任範囲因果関係の範疇において寄与度に基づいた割合的責任論つまり割合的賠償範囲説³が適用されるべきであろうということになる。

このことが共同不法行為の領域において認められるのであり、連帯責任に基づく全部責任が認められ、その結果として加害者同士では、かつては、責任成立因果関係での寄与度に基づく割合的責任が認められることになったということが出来る。しかし、現今では、損害発生の様様につき諸々の条件を考慮しなければならないこと、種々の条件を考慮した上で加害者に公平な分担がなされなければならないことを熟考すると、責任範囲因果関係で寄与度に基づく割合的責任を認めなければならないことになる。

また、競合的不法行為は、本来、個別的不法行為の競合したものであるので寄与度に基づく割合的責任が認められたのも周知のところである。ところで、競合的不法行為には、交通事故と医療事故との競合、交通事故加害者の過失と被害者の素因等との競合、交通事故と自然力との競合のように種々の場合がある。従って、当然、被害者救済を考慮して政策論点視点上に立つて⁴連帯責任性に基づいた全部責任を是認するということが認められるに至っている。しかし、このことが、寄与度により割合的責任を否定するものでないことは後述する通りである。

このように、共同不法行為においても、また競合的不法行為においても、具体的方式に差異はあるとしても、全部責任を認めることと責任の分割をなすこととを均衡をとって容認することが必要であると認めることが肝要であるとい

うことが出来る。そして、そのような捉え方が十分に可能なのは、責任範囲因果関係において考察することによってこそ認められ得るものであるということが出来よう。よって、割合的賠償範囲論の適用が広く認められるべきということが出来る。

1) 確かに、この問題に関しての変遷が民法理論に較べて遅く感じられる保険契約においては、従来、給付成立因果関係の範疇で把握する Alles-oder-Nichts Prinzip に則った因果関係説が採られて来たが、自然成行説（不可避性説 = Unvermeidlichkeitstheorie）や蓋然性説（Wahrscheinlichkeitstheorie）が主張されるに至り、不可避性、蓋然性または可能性（Möglichkeit）という視点から因果関係理論の悉無律的捉え方から融通性、便宜性、ならびに損害の公平な分担性（加藤新太郎「因果関係の割合的認定」判タ633号56頁）の認められる捉え方に变化して来た。つまり、相当因果関係に変わって来たということが出来る。この傾向は Phillip Neumann によりより明確化されている（Phillip Neumann, Abkehr vom Alles-oder-Nichts Prinzip: Reformüberlegungen zum Versicherungsvertragsgesetz. 2004. S.104ff.）

2) 因果関係の割合的理論につき先鞭的役割を果たされたのは野村説（野村好弘「因果関係の確率的・割合的認定—定性定判断から定量的判断へ—」『交通事故賠償の新たな動向』138頁以下、小賀野晶一「寄与度、過失相殺—寄与度論への道すじ」『割合的解決と公平の原則』43頁以下。）である。

3) 因果関係理論につき責任成立因果関係のみならず責任範囲因果関係についても割合的かつ弾力的判断をなそうとするものに加藤説（加藤新太郎前掲論文46頁以下。）があり、平井説も同じ趣旨のものである（平井宣雄前掲書86頁）。拙著『自動車損害賠償責任保険における因果関係』84頁以下。また、川井健教授によれば、「かように判例が、ジグザグのコースを辿った根底には、共同不法行為において、一方では被害者保護の要請、他方では加害に参与して者の間の公平という要請が働き、しかもこの2つの要請は、いずれも生かされるべきであり、いずれかのみに徹するというわけにはいかない……」（川井健『現代不法行為

法研究』218頁。）として、被害者救済と損害の公平な負担を説いておられる。川井教授の主張されるところは正に当該問題を的確に把握されたものである。最高裁平成13年3月13日判決も表現の様式は違いが意図しているところは同じである。

4) 政策論的視点からといっても基本的には割合的不法行為が同程度の過失度で同一の損害を生じしめた点に注目すべきである。

- 2 責任成立因果関係の立場に立つての問題の処理

複数の交通事故の競合、交通事故と被害者の素因との競合、交通事故と自然力との競合ならびに交通事故と医療事故との競合というように種々の事由が競合した場合に、その寄与度に基づいて割合的分担をなすにつき、責任成立因果関係の領域で割合的に区分した把握をなすとする説¹⁾がある。もちろん、Alles-oder-Nichts Prinzip が適用された因果理論も事故と損害との関連性が複雑になるにつけ、このように寄与度に基づいた割合的因果理論に変わらざるを得ず、状況に応じて量的に変化した捉え方をなそうとするものに変遷したわけである。

伝統的因果理論つまり Alles-oder-Nichts Prinzip²⁾から量的に割合的責任を把握するものに変化するためには、まず、責任成立因果関係の範囲内で適用される割合的因果関係論によって捉えるという方策が考えられるのは当然であろう。前述のごとく、種々の事故または事由の複雑な関与の下に生じた損害を賠償するについては、(1)原因となる事故等の寄与度に基づいて(量的に)区分して、しかも(2)責任成立因果関係の範疇で割合的因果関係論によって捉えられたのは極めて当然の成行であるということが出来る。伝統的因果関係論から割合的因果関係論に変遷するには、このような理由があったわけであり、その後、事故と損害との関係がより複雑になり、

その状況の斟酌をなさなければならないとされるに至ると責任範囲因果関係の範疇での分析により結論付けることが避けられないようになる³⁾。

ただ、責任成立因果関係で割合的因果関係論を適用するという捉え方は割合的責任を単純明解に把握出来るという長所がある⁴⁾。しかし、それでは十分な把握がなされないという場合の多いことも否定出来ない。そこで、想定される諸々の諸事情を考慮して、割合的賠償範囲論による総合的判断がなされなければならないことになることは述べて来た諸事情を前提しても当然の成行となる。

1) 野村説および小賀野説であり(本稿133頁注2参照。)、割合的理論展開の基をなした。

2) Alles-oder-Nichts Prinzip は責任成立因果関係における伝統的な捉え方であるが、これをより弾力的かつ現実的に把握しようとして割合的責任を認め、割合的因果関係が認められるに至った。そして、これが責任範囲因果関係でも割合的に判断される割合的賠償範囲論の展開をなすについての基礎になったということになる。

3) 窪田教授は、責任成立因果関係での寄与度による減責を批判されて、「……このことは、従来の因果関係論に手を加えないとしながらも裸の寄与度・原因力を衡量因子とする場合にも同じく当てはまらう。原因競合があった場合に、加害者の責任が割合的に縮減されるという場合はもちろん存在する。例えば、過失相殺の場合も然りである。しかし、そのような効果をもたらす競合原因は法的に何らかの評価をされて初めて加害者の責任判断の俎上にのぼってくるのであり、その効果もまた、抽出された原因事実に付与された法的性質に即して決定されるべきなのではなからうか。……」(窪田充見『過失相殺の法理』123頁。)として、寄与度による減額は責任成立因果関係とさらに責任範囲因果関係を通した視点から把握するものでなければならないことを示唆しておられる。この点は、因果理論の分析が広い視点でなされるべきことを認めるものである。唯、前述のごとく、理論展開の課程

において、責任成立因果関係において寄与度による減額を把握とする学説の果たした役割は大きなものがある。

なお、因果関係を割合的に把握する基礎としては、(1)寄与度減額説〔被害者側の事情(体質的素因等)の損害発生という結果に対する寄与の度合を問題とするもの〕、(2)一般条項援用説〔公平の原則ないし信義則などの一般条項を根拠として素因等事故以外のその他の事由の存在を損害の減額事由として斟酌しようとするものであり、心証度による割合的認定説以来割合的解決論の底流となっている〕、(3)過失相殺類推適用説〔事故と傷害・死亡との間の事実的因果関係を肯定したうえで、過失相殺の類推適用によって素因等の結果に対する寄与度に応じた損害の減額を認めようとするもの〕の3説がある(加藤新太郎前掲論文53頁)とする捉え方は、正に責任範囲因果関係も含めた分析を前提としてのものであるということ強調している。

4) 本稿133頁注3参照。

- 3 責任範囲因果関係の立場に立つての問題の処理

ただ、民事交通事故損害賠償においては、賠償責任の把握を前述の如く、(1)責任成立因果関係の範疇でなすものと、(2)責任範囲因果関係の範疇でなすもの、または(3)責任成立因果関係および責任範囲因果関係の範疇でなすものとある。(2)の場合も(3)の場合も基本的にはそれ程変わるものでなく、双方とも責任範囲因果関係での問題の処理に重点を置いたものである。つまり、複数原因によって生じた損害についても各原因の寄与度による減額を責任範囲の範疇において決めるといふものである。例えば、裁判所における判決も多くの事例についてみると明確に判定出来るものは少なく、最終的には、裁判官の自由な心証または裁量により判定されるものであるというように、責任範囲因果関係の範疇で

諸々の事情が考慮された上で決せられるものである。また、裁判外紛争解決手続等における仲裁または調停等についても、その手続が簡便であるとしても、基本的には、諸々の事情を考慮した上で同じ基準で処理をなしている。このように極めて適用範囲の広い捉え方であり、特に交通事故民事損害賠償においては、事故発生の態様が複雑であり、自動車保険の保険給付が適用出来るので、諸々の事由を考慮して円滑に寄与度に基づいて判定が出来る方策が適切であるということが出来る。

このような視点に立って考察を進めると、自動車事故民事損害賠償においては、自動車事故の独自性から「保護範囲」¹⁾の問題として判断・処理することが適切と考える。つまり、このような法的判断の立場は、正に、責任範囲因果関係で前述のような性格の処理をなすことを意味するものであり²⁾、割合的賠償範囲説と称される捉え方である³⁾。

競合的不法行為は、元来、個別的不法行為の競合したものであり、その点で狭義の共同不法行為と区分されるべきことは周知のところである。よって、割合的責任が責任範囲因果関係における問題として、生じた損害の状況に応じて論じられるわけであり、平井説が競合的不法行為において結果的に割合的責任が認められ得ることを明示している。その上で、被害者救済の視点から、競合的不法行為においても、政策論的視点に立って連帯責任性を認めている点も周知のところである⁴⁾。

このようにみて来ると、交通事故と被害者の素因の競合、交通事故と自然力の競合、そして交通事故と医療事故との競合等という場合における割合的責任も、責任範囲因果関係の領域において種々の要件を考慮した上で適用されるのが適切な結果を得るということになる。つまり、損害発生の態様が個々の事例により複雑に変化

して来ている点を考慮して、総合的視点に立った判断⁵⁾がなされなければならないことになる。

1) 平井説は、「保護範囲」と「金銭的評価」を「事実的因果関係」に対するものとする。そして、特に、債務不履行の分野においては、「金銭的評価」に重点を置いていることは周知のところである(平井宣雄『損害賠償法の理論』429頁以下、平井宣雄『債権各論不法行為』平成14年版109頁以下。)

2) この点についての私見は、次のようである。すなわち、交通事故民事損害賠償においては、総じて考える場合、Alles-oder-Nichts Prinzipにより判断出来るのは、責任成立因果関係についてである。しかし、現在、責任成立因果関係についても、寄与度による割合的分割をなす割合的因果関係論が適用されており、この捉え方は割合的分割の先駆的割合を果たしたところ、現状では、民事責任においては、むしろ責任範囲因果関係での判断にまで拡大した取り扱いをしなければならない程問題の処理を弾力的かつ現実的になさなければならない。すなわち、以上のような状況からしてAlles-oder-Nichts Prinzipは結局適用されないようになった。

つまり、近時、民事責任においては、事故が損害発生にどの程度寄与しているかを明確にしなければならない。もちろん、この場合、公平の原則の適用を前提とした上で損害賠償責任を生じしめた原因の究明をどのようになさなければならないかということが問題とされる。そして、個々の原因の寄与度に応じて寄与した範囲で損害賠償責任を負うものとする。

すなわち、相当因果関係説を広義に解すること、換言すれば割合的分担の適用範囲を責任成立因果関係のみならず責任範囲因果関係にまで拡大し、それぞれの原因の寄与度に応じた対応をなすところに注目すべきであるということに意義が認められる。

ただ、十分に注意すべき基本的規範は損害賠償責任を生じしめた原因とその原因がもたらした損害の範囲を的確に把握しなければならないということである。よって、割合的判断といっても同時に公平の原則に基づいてなされる裁判官の心証度に基づいた判断により結論付けられるものであり、これらを総合し

た上での規範性というものが重視されるべきものであろう。このように捉えると割合的責任も責任範囲因果関係までを前提としたものでなければならない。

保険保護の対象となる民事責任損害がこのようにして確認把握されるのであるから、保険給付の1つとして示談代行をなす任意保険においても、この点を軽視出来ないのであって、保険給付の段階でもかかる因果関係論を前提とした捉え方をしなければならない。つまり、保険契約においても、Alles-oder Nichts Prinzipは適用されなくなりつつあることは明確であり、割合的責任も責任範囲因果関係までを前提としたものでなければならないということになる。

それに較べると、純粹に、保険契約の範疇で考えた場合、給付成立因果関係も給付範囲因果関係も、債権法での考え方に準じた捉え方をなすべきである。つまり、保険事故により生じた損害を填補するわけであるが、事故が複合又は競合する（例えば負担危険と免責危険）ことも当然考え得る。その場合、当然に負担危険によって生じた損害部分と判定されるものについては保険者は填補するものとされる。すなわち、保険契約においては、負担危険によって生じた損害を填補すれば良いとされるが、その背景には複合的判断が必要であることを無視出来ない。

3) 割合的因果関係論が責任成立因果関係について認められるが、割合的賠償範囲論が責任範囲因果関係をも含めた相当因果関係においてその効果を発揮する。

4) つまり、これはあくまでも被害者救済という視点から加害者の全部責任（連帯責任）を認めたものであり、その後で求償権の行使を認めている。つまり、平井説は、「すべて基本的不法行為の原則に準じて考えればよい。」とし、「しかし、同一の損害を生じさせたところに競合的不当行為の特質があるから、各不法行為者はこの損害につき全部責任を負う。その性質は、共同不法行為について述べたところと同様である。」と説いている。しかし、「同一の損害との間に事実的因果関係が存在すれば、それが同一であるかぎり賠償の対象となりうることは一般原則上当然であるが、その損害が可分であって一部にしか賠償義務

は及ばないのも一般原則上当然である。」とし、被害者側の事由による減額に関しては、「事実的因果関係が一部にしか及ばないことは被告の立証の負担に帰せしめるべきである。……被告は常に一部についてしか及ばない旨の立証をして減責を受ける可能性が与えられていると解すべきである。」そして、競合的不法行為における全部責任（連帯責任）と減額の整合性を説いている（平井宣雄前掲書212頁）。

かかる視点に立てば、相対的過失相殺は基本的には加害者同士の過失度により割合的区分をなし、同時またはその後、個々の加害者と被害者の過失割合を明確にすることで処理がなされているということになる。

5) 特に、例えば交通事故と医療過誤に関しては、交通事故と医療過誤との時間的近接の程度、医療過誤の態様等を総合的に斟酌して全額責任と寄与度に応じた分割責任を認める場合とに分けて妥当な解決をはかるべきであるとする見解が有力になっている（藤田康幸『医療事故対処マニュアル』234頁）というように状況に応じた判断が必要とされる。

- 4 総合的にみても的確な方法の必要性

自動車事故民事損害賠償責任についての賠償責任額については、周知のように、保険契約が締結してあれば、自動車保険（任意保険及び自賠責保険）により保険契約上免責でない限りは保険金額の範囲内で保護されるものである。従って、賠償責任の確認及び賠償責任額の把握については、判例及び学説に基づき明確にされるべきである。

その場合、考慮すべき点は、責任成立因果関係と責任範囲因果関係を前提として、狭義の共同不法行為と競合的不法行為との差異、相対的（個別的）過失相殺と絶対的（全体的）過失相殺との差異を厳密に分析することである。つまり、相互の差異を理解し、個々の理論的特性を認識した後に、理論的に統合をなし、理論的に全体として均衡のとれた把握をなすことにより、

複数加害者と被害者との過失相殺の構造を明確にすることである。

むすびに代えて

自動車交通事故民事損害賠償責任において複数の加害者の過失と被害者の過失を問題とする場合、まず、(1)個々の加害者の過失により生じた損害をどのように捉えるか、(2)被害者の過失により生じた損害部分または拡大した損害部分をどのように捉えるか、(3)被害者の加害者に対する損害賠償請求をどのように捉えるか、さらに(4)責任成立因果関係の範疇で(1)~(3)の問題を解決しようとするのか、(5)責任範囲因果関係の範疇で(1)~(3)の問題をどのように解釈し、如何に決着を付けるかが明確にされなければならない。よって、これらの問題について一応の解決を得べく論じて来た。

しかし、現今、民事交通事故がどのように処理されているかを考察すると被害者救済という視点から全部責任（連帯責任）が適用され、加害者同士の過失割合を前提とし、さらに、損害額の的確な把握という視点から過失相殺がなされている。もちろん、特別法としての自賠償法においては、限られた範囲内ではあるが、より積極的に被害者救済を強調していることは前述の通りである。また、民事責任に準じている任意保険であるが自賠償保険の影響は少なからず受けている点是否定出来ない。しかし、一方で、自動車保険契約の損害賠償責任条項の保険金額の無制限化は広く普及しており、従って、民法上の公平の原則に基づき割合的因果関係そして更に割合的賠償範囲により把握された損害賠償額が保険契約の範囲内で填補されることとなる。

つまり、次のように対応される。

自動車保険契約の損害賠償責任条項の対人賠償の領域で、前述のごとく、被害第三者の直接

請求権が、保険者の示談代行（介入）業務と併行して適用されている。ところで、保険契約における保険金額が無制限である限り、加害者Aと加害者Bが被害者Cに損害を生じしめた場合は、加害者Aを被保険者とする保険者A'と加害者Bを被保険者とする保険者B'とが、個々に果たすべき損害填補義務は、示談代行という視点から被害者Cの直接請求に対しては、全部責任を負担しなければならないとする民法規定に準拠することになる。その上で、保険者A'は保険契約の範囲内ではあるが加害者（被保険者）Aが損害賠償すべき額を限度として、また場合によっては、保険者B'は保険契約の範囲内で加害者（被保険者）Bが損害賠償すべき額を限度とし、その限度額を超えた保険給付をなしたときは求償権を行使することで内部的調整を図るものとされた。

このような保険者の損害填補義務を被害者つまり被害第三者の過失を考慮した過失相殺をも含めて考察すると次のようになる。すなわち、それは絶対的（全体的）過失相殺によるか相対的（個別的）過失相殺によるかで対応様式が違って来る。

先ず、絶対的過失相殺についてみるならば基本的に、事故発生の時点から共同不法行為であり、全部責任に基づき、加害者Aと加害者Bの過失度の合計値と被害者Cの過失度との割合により、被害者Cは保険者A'又は保険者B'に直接請求をなす。それを受けて、加害者A、加害者Bならびに被告者Cの過失度に基づき保険者A'又はB'は全部責任を負担し、給付をなした保険者は他の保険者に対し過失割合に準じた求償をなすことで問題は決着する。

次に、相対的過失相殺についてみるならば、具体的には、被害者Cが連帯責任による全部責任を負担する加害者A及び加害者Bの保険者A'及び保険者B'の何れかに対して直接請求権

を行使した場合、保険者としては、全部責任に準じた対応をなすことが必要になる。その場合、保険者は給付をなす前提として、加害者Aと加害者Bの過失度の割合、加害者Aと被害者Cの過失度の割合、さらに加害者Bと被害者Cの過失度の割合を把握した上で全部請求を内容とする直接請求に対して給付をなし、他の保険者に対して求償権を行使する。

または、被害者Cが保険者A及び保険者Bの何れかに対して直接請求権を行使した場合、保険者としては、全部責任に準じた対応をなすことは同様であるが、保険者は給付をなす前提として、加害者Aと加害者Bの過失の割合及び当該保険者の被保険者である加害者と被害者Cの過失度の割合は把握しているが、他の保険者の被保険者である加害者と被害者Cの過失の割合を把握していない場合には、絶対的過失相殺が適用されるとする説もある。しかし、この点につき考察すると、必ずしも、絶対的過失相殺と断定し難く、かといって類似の方策とも判じ難い。

つまり、相対的過失相殺で処理すべきとされる競合的不法行為において、加害者と被害者との過失度が部分的に把握され難い場合には、相対的過失相殺に範疇の中で不明な部分につき、どのように対応するかを把握することが必要になる。基本的には、競合的不法行為における過失相殺の対処方法は、個別のかつ相対的方法による以外適切な方法は考えられないであろう。確かに、一部、過失割合の認定が可能であるべき部分が、その時点で不明確であるとしても、全体としては、間を置いて相対的に把握すること以外の確な方法はないであろう。もちろん、概観的に絶対的把握に準じているように捉えられても、基本的認識は相対的把握を否定するものではない。

また、最高裁平成13年3月13日判決が競合的

不法行為としての要件を十分に認識しつつも、共同不法行為として判示している要因の1つがこの点によるということも出来よう。

このように、かかる事例の状況について考察すると、保険者は示談に介入し、前述のごとき総ての前提条件又は諸事情を把握した上で、個々の加害者同士又は加害者対被害者あるいは個々の加害者対被害者の過失度に準じて夫々適切に処理をなすことの意味するところは特に注視されるべきであるということが出来よう。